

農泊支援助成金申請者のみなさま

■農泊の活動経費を請求する際の注意点

課税事業者（消費税を納付する義務がある法人、個人事業主）

である場合は消費税抜き、そうでない場合は消費税込みの金額を請求くださいませ。

・課税事業者の場合 → 消費税抜きの金額で請求

・課税事業者でない場合 → 消費税込みの金額で請求

■詳しい内容は下記 HP をご覧ください

<https://zeimo.jp/article/20150#>

（助成金・補助金を受け取ったときは消費税分の返還が必要になることも）

